

書店・取次会社 各位

2015年1月14日
一般社団法人 日本出版インフラセンター(JPO)
代表理事 相賀昌宏

出版情報登録センター(JPRO)への移行について

平素は日本出版インフラセンター(JPO)の事業にご理解を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、JPOでは、これまで「商品基本情報センター」と「近刊情報センター」によって、紙の本の書誌情報を収集してきましたが、本年1月より施行された改正著作権法に対応するため、昨年12月12日、紙と電子の書誌情報に加え、著作権設定情報を登録できる業界システムとして、「出版情報登録センター(JPRO)」を設立いたしました。当センターでは、紙と電子の書誌情報・著作権設定情報、さらに販売促進情報を収集・蓄積し、それらを活用・提供することによって、出版物の円滑な流通により一層寄与したいと考えております。

それに伴い、「商品基本情報センター」と「近刊情報センター」は、本年7月1日より「出版情報登録センター」に統合されます。「近刊情報センター」の機能自体は、全く変更はありませんが、「近刊情報センター」のWebサイト(<http://kinkan.jpo.or.jp/>)も、「出版情報登録センター(JPRO)」の「ポータルWebサイト」に統合させていただく予定です。「商品基本情報センター」が現在行っている、刊行予定情報・価格改定情報・長期品切(絶版)情報の出版社からの収集、取次会社への配信も、今後「出版情報登録センター(JPRO)」で行います。

同センターは、近刊情報・著作権情報・販売促進情報・書誌の確定情報の提供等、総合的な出版情報センターとして、業界全体の効率化を目指し、皆さまのご意見を賜りながら、より良いものにしていく所存ですので、ご理解いただきたく宜しくお願い申し上げます。

出版情報登録センター利用規約
【出版情報受信者用】

取次・書店

2015年1月14日制定
一般社団法人日本出版インフラセンター

第1条（規約の適用）

本規約は、「出版情報登録センター」の利用に関する、出版情報を受信する事業者（以下「受信者」という）と一般社団法人日本出版インフラセンター（以下「JPO」という）との権利義務関係を定めることを目的とし、受信者とJPOとの間の出版情報登録センターの利用に関わる一切の關係に適用されます。

第2条（受信の申込）

出版情報の受信を希望する者は、JPOが定める「利用申込書」に必要事項を記載し、JPOに提出しなければなりません。

第3条（提供情報の権利）

- (1)出版情報登録センターから受信される出版情報に関する権利は、出版情報提供者らからJPOに対し非独占的に利用を許諾されたものです。
- (2)受信者は、販売促進を目的として、受信した出版情報を、自ら利用又は第三者に利用させることができます。
- (3)受信者に公開する情報は、JPOが定めます。

第4条（損害賠償）

受信者が不正もしくは違法な行為によってJPOに損害を与えた場合、JPOは当該受信者に対して損害賠償の請求を行なうことができるものとします。

第5条（免責事項）

- (1)JPOは、提供された出版情報により受信者が被った損害に関して、一切責任を負わないものとします。
- (2)受信者が出版情報登録センターを利用したこと、利用できなかったこともしくはその結果の影響について、JPOは一切の責任を負わないものとします。
- (3)出版情報は、出版情報提供者らによって提供されたものであり、JPOはその内容の正確性について一切責任を負わないものとします。

第6条（規約の変更）

- (1)本規約は、事前通告なしに変更する場合があります。
- (2)本規約が変更された場合は、出版情報登録センターホームページに表示します。変更表示後に受信者が出版情報の利用を行った場合は、本規約の変更に同意したものとみなします。

以上